

# 第1章 共通編

## I 参画と協働の定義

本ガイドラインでは、「参画」と「協働」を次のように定義しています。

**参画** … 区の各施策や各事業の企画・立案などに区民等が主体的に参加し、意思形成にかかわること。

**協働** … 様々な活動主体と区、または活動主体同士が、相互の立場や特性を認め合い、共通の公共的な目的を実現するために協力し合うこと。

右頁の図のとおり、区政のPDCAサイクル（※）には、区の基本計画や分野別計画の策定などから始まる政策・施策レベルのPDCAサイクルと、施策を具体的に実施する段階での、個々の事務事業の企画・立案などから始まる事務事業レベルのPDCAサイクルの2種類があります。

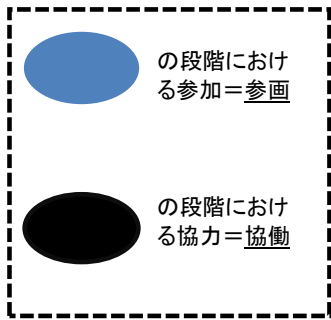
千代田区における「参画」とは、それぞれのPDCAサイクルにおける「P：企画・立案」、「C：評価」、「A：見直し」の各段階で、区民等（個人・団体を問いません。）が企画・立案などに主体的に参加し、区の意思形成にかかわることをいいます。

また、千代田区における「協働」とは、「D：実施」の段階（施策を事業として実施する段階）において、様々な活動主体と区が共通の公共的な目的を持ち、相互の立場や特性を認め合いながら、協力し合って事業を実施することをいいます。

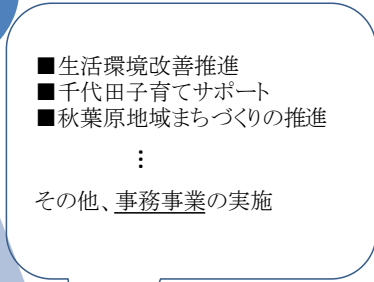
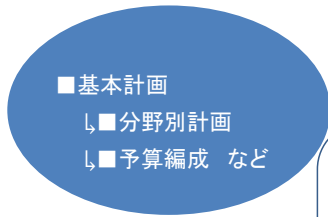
なお、協働については、上記のような「活動主体と区」といった関係だけでなく、活動主体同士、例えば「NPO法人同士」や「NPO法人と町会・自治会」など、団体同士が上記の定義に沿って協力し合う場合も協働に含めて考えます。

ただし、本ガイドラインは職員が活用することを想定しているため、主に「活動主体と区との協働」について説明しています。

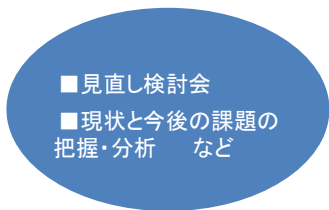
※ **PDCA サイクル** … 施策や事務事業の企画・立案、実施、評価、見直し（Plan-Do-Check-Action）のサイクルを継続して行うことにより、施策や事務事業を見直し、その結果を実施方法の改善や予算へ反映させる手法をいう。



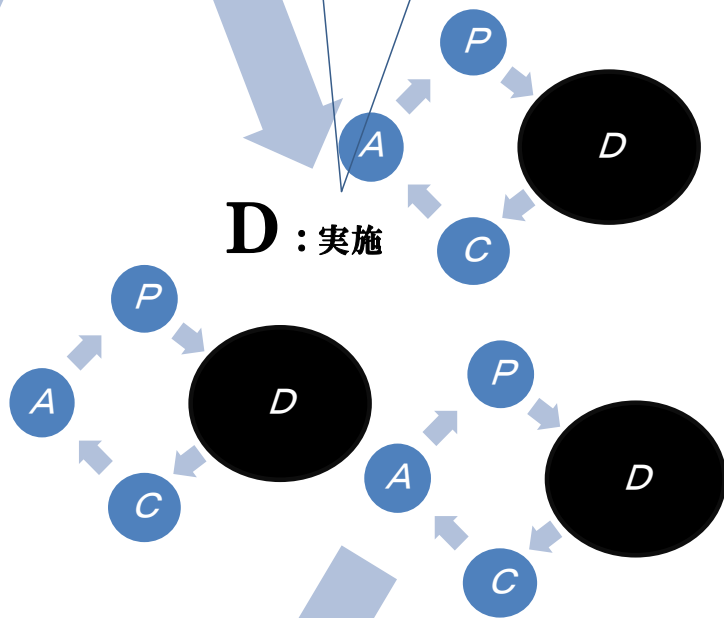
## P : 企画・立案



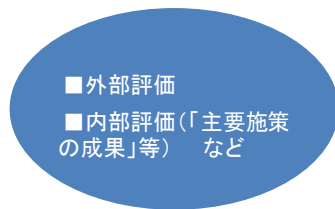
## A : 見直し



## D : 実施



## C : 評価



## II 区民等による参画と協働を推進する社会的背景

ここでは、区民等による区政への参画や区との協働を推進する社会的背景について説明します。なお、下線部分については、巻末「資料編」の「1『社会的背景』にかかわるQ&A」(65頁～)の中で、詳しい内容をQ&A方式で説明しています。

### 1 地方分権の進展

日本国憲法第92条には、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨<sup>1</sup>に基づいて、法律でこれを定める。」と規定されています。

この規定により、地方自治制度はわが国の統治機構の一翼を担う制度として、法律によっても廃止することのできない基本的な仕組みの一つに位置付けられています。

また、この地方自治の仕組みを具体化する基本法として、地方自治法という法律が制定されています。

この法律は数次にわたり改正されていますが、平成12年の地方分権一括法による地方自治法の改正<sup>2</sup>により、地方公共団体は「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」(第1条の2第1項)ものとされ、さらには国に対して、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、(中略)地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう」義務付けられることにより、国と地方は、法律上は「対等・協力」の関係に置かれることとなりました。

また、あわせて国と地方公共団体の関係を「上下・主従」の関係としていた「機関委任事務」(国の事務を法令により地方公共団体の首長に委任して行われる事務)が廃止されました。

地方分権はいまだ道半ばといえますが、基礎的自治体である千代田区<sup>3</sup>の権限と責任は、従前と比較しても増大しており、区政運営の方向性が区民等に及ぼす影響も非常に大きくなっています。

今後も引き続き、自主的かつ自律的な自治体運営を進めるとともに、区民等への説明責任を一層明確にし、積極的な情報提供を行い、区民等による区政への参画が十分に行われる仕組みを整えていくことが求められています。

### 2 区民等のニーズの多様化

人口構成の変化<sup>4</sup>や企業、大学、NPO法人(※1)等の多様な主体の集積<sup>5</sup>により、千代田区に住み、働き、学ぶ人の構成は多様をきわめており、区民等

のニーズも多様化しています。それに伴い、地域が必要とする公共サービスは質・量ともに増大しています。

「住民自治」の考え方に基づけば、行政が特別な場や機会を設けずとも、地域で活動する区民等が、自らの発意・創意で地域のあり様を考えることが理想的といえます。そして現に、地域の中ではそうした活動に積極的に取り組んでいる人たちがいます。

しかし、核家族化や人口構成の変化が進む中で、隣近所の付き合いや繋がりは減少しており、こうした人たちの取組だけで地域の様々な課題を考え、解決していくことが難しくなっています。

また、こうしたニーズを行政や従来の地縁団体だけで担うことは、物理的にも限界があり<sup>6</sup>、さらに、災害等の危機発生時における地域の自助・共助及び協助（※2）の力を弱体化させてしまう可能性があります。

このため、今後は地域で活動する様々な主体<sup>7</sup>が、それぞれの強みを発揮し、相互に連携を図りながら地域の課題解決に取り組めるような環境づくりを進めることにより、地域の課題解決力を高めていく必要があります。

- ※1 **NPO 法人**…様々な社会貢献活動を行い、構成員に対して収益を分配することを目的としない団体を「NPO (Non Profit Organization)」といい、特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得した法人を「NPO 法人（特定非営利活動法人）」という。
- ※2 **協助**…千代田区独自の理念。主に災害発生時において、地域共同体の共助を基本としながらも、より広く、人道的支援も含めて、千代田に住み、働き、学ぶすべての人々が相互に助け合い、支え合うこと。

### 3 社会貢献活動への参加意欲の高まり

地域で活動する人や団体の社会貢献意識は高まりを見せています。<sup>8</sup>例えば、東日本大震災に伴う被災地支援においても、行政だけではなく、様々な分野のNPO 法人やボランティア活動を行う人々などが活躍<sup>9</sup>しています。

千代田区には約5万人の在住区民はもとより、約82万人の昼間区民が働き、学んでおり、多様な価値観や経験、能力を有する人々や団体が構成されています。

こうした人々や団体が、その経験や能力を有効に活用し、地域や社会に貢献できるようにすることは、本人の達成感や生きがいにも繋がります。

このため、区は、区民等やNPO・ボランティア団体等が、地域の活動に参加し、貢献しやすくなるような環境づくりを進める必要があります。

## Ⅲ 参画・協働を推進する意義

### 1 自治意識の向上と自己実現機会の増加

日本国憲法に定める「地方自治の本旨」を実現し、住民自治を推進していくためには、地域で生活する区民等が、地域の課題を主体的にとらえ、自らも解決に向けた方策を考え、区とともに解決に向けて行動することが重要であり、区としても様々な場面を通じて、こうした機運を醸成していく必要があります。

こうした機運を醸成していくための支援策として、区がどのような役割を果たすことができるのかについては、広い意味では区組織の地域へのかかわり方も含めた検討が必要ですが、このガイドラインが対象とする職員一人ひとりが留意すべき認識としては、日々の業務を通じて地域の声に耳を傾け、施策等の見直しに反映させていくことはもとより、積極的に参画や協働の推進に努めていくことが重要です。

区政への参画や、区との協働の機会が拡大していくことにより、区民等の意見を区に直接伝えることが可能となり、また、区とともに課題解決に向けた方策を考え、行動を起こすことが可能となります。

そして、こうした取組を通じて、区民等の自治意識が高まり、ひいては一人ひとりの区民等の自己実現の機会が増加していくと考えられます。

### 2 地域力の向上

地域におけるコミュニティ意識や連帯感の希薄化が進む一方で、都心区である千代田区には様々な人が集まり、区内では、福祉や子育て、文化、スポーツなど様々な分野において、地域に根差した公共的な取組を行う人や団体が活動しています。

区は、町会や自治会など旧来の地縁団体の活動を支援することはもとより、こうした新たな地域の主体に対しても、その活動が持続可能なものとなり、地域における社会貢献等の活動が一層活発なものとなるよう、側面的に支援していく必要があります。

また、積極的に地域とのかかわりを持とうとしない人々が、地域から孤立することがないように、地域や活動団体と区民が繋がりを持てるよう支援していく必要があります。

参画と協働の推進は、こうした様々な地域の主体に、活動や活躍の場を提供することにも繋がり、活動に参画・協働した人々のきずなを強めていくとともに、活動主体間のネットワークが広がっていくことが期待されます。

そして、こうした活動やネットワークが地域に根差していくことで、千代田区固有の都心型コミュニティが生まれ、安全・安心の向上や地域の活性化

など、千代田区の価値や魅力を総合的に高めていくことに繋がると考えられます。

### 3 多様化する区民等のニーズへの効果的な対応

区民等の構成や価値観が多様化する中で、地域の様々な課題や区民等のニーズに対して、すべてを行政だけで対応し、解決していくことは一層困難になっています。

こうした中であって、区民等が真に必要なとすきめ細かなサービスを展開していくためには、区民等や地域で活動する団体など、地域の様々な主体がその特性や特徴を活かして、その地域にあった解決策を考え、お互いに知恵を出し、助け合いながら進めていく「共助」（及び協助）の精神がきわめて重要であり、区がこうした取組を側面から支援していくことが一層求められています。

参画と協働を推進することは、行政だけでは把握しきれない潜在的な地域のニーズや課題を発掘することにもなり、区民等が真に必要なサービスの創出や地域の課題解決に繋がっていくものと考えられます。

そして、こうした取組を進めていくことが、多様な価値観やニーズをもった様々な年代や立場の区民等の相互理解を促すことにも繋がり、ひいては「共助」（及び協助）を基盤とした「共生社会」を実現していくものと考えられます。

### 4 公正で透明な区政運営の推進

参画と協働を推進することは、区が区政運営を進めていくうえでも大きなメリットがあります。

参画と協働の場や機会を通じて、区民等や地域の活動団体と区の職員が意見を交換し、議論を深め、共通の目的の実現に向けて協力し合うことにより、区民等や地域の活動団体に区政を身近に感じていただくことができるようになります。

また、区の職員がこうした場や機会に参画することは、職員自身にとっても、相手を尊重し、多様な価値観を認め合う意識の醸成が図られ、ひいては職務に対する視野を広げ、今後の様々な職務に活かしていくことが可能となり、職員の人材育成にも繋がるものと考えられます。

さらには、こうした場や機会を通じて聴取した生の声などを踏まえて、職員一人ひとりが地域の特性や区民ニーズを的確に把握し、区政運営に反映していくよう努めることにより、より一層区民等から信頼される、公正で透明な区政運営を進めることにも繋がっていくと考えられます。

## IV 各主体に期待される役割

参画と協働を推進していくためには、区、区民等、活動団体のそれぞれが、その特性や立場に応じた役割を果たし、積極的に連携を図っていく必要があります。

### 1 区に期待される役割

区の施策や事務事業を効果的かつ効率的に展開していくためには、まずは区自らが区民等の参画の機会の確保に努めるとともに、地域で活動する様々な主体と区、あるいは、多様な主体間の協働の推進に努める必要があります。

このためには、施策や事務事業の企画・立案や評価、見直しなど、区政運営のPDCAサイクルの各段階において、多様な手法により区民等の参画を促し、区民等からの意見を受け付ける体制・仕組みを整えていく必要があります。

また、地域で活動する様々な主体が、区や主体間との協働を通じて、地域の課題解決に主体的に取り組めるよう、区は、区民等及び活動団体の自主性及び自立性を十分尊重したうえで、必要な側面的支援や環境整備を行う必要があります。

さらには、地域とのかかわりに消極的な人々が、地域との繋がりを持てるように、地域や活動団体と区民を結びつけるための支援を行う必要があります。

加えて、区民等が区政に対して積極的かつ具体的な意見・提案ができるよう、区の制度や取組、考え方など区政にかかわる情報の積極的でわかりやすい発信に努める必要があります。

区が平成25年度に実施した区民アンケート調査（4,000名の無作為抽出区民に対して実施。以下、「区民アンケート調査」という。）によると、区が実施する広聴、意見公募（パブリックコメント）、説明会やシンポジウムなど、何らかの手段を通じて区政に参画した経験が「一度もない」と回答した区民は49.6%に達しました。また、今後の区政に積極的に参加していくことについては約6割の区民が消極的な回答となりました。

このことは、区民等による区政への参画の推進に向けた区が取組が、まだ十分ではないことの証ともいえ、こうした現状を踏まえて、着実に区政参画を進めていく必要があります。

### 2 区民等に期待される役割

区民アンケート調査によれば、過去2年間に何らかの地域活動に参加したことがある区民の割合は34.7%であり、参加したことはないものの、今後は

参加したいと考える区民を加えると 57.1%となっています。

しかし、単にイベント等の地域活動に参加するだけではなく、より主体的に活動の企画や運営に携わったことのある区民の割合はわずか 11.6%という結果となっています。

また、すでに述べたとおり、約 6 割の区民が区政への参画にも消極的な姿勢を示していることなどからも、千代田区において、一人ひとりの区民等に参画と協働の必要性や重要性が十分に浸透しているとはいえない状況です。

今後は、千代田区に住み、働き、学ぶ一人ひとりの人が、区や活動団体の支援を受けながら、区政や地域の活動に積極的に関心を持ち、区に対して積極的に意見や提案を伝え、また自発的に地域活動等に参加・協力するよう努めることが期待されます。

### 3 活動団体に期待される役割

町会、企業、大学、NPO 法人、ボランティア団体などの地域で活動する団体は、それぞれ様々な強みや専門性を有しています。

例えば町会は、地縁団体として地域の実情を的確に把握し、区民相互の繋がりの維持や地域の課題解決において重要な役割を果たしてきました。今後も、地域の活性化に資するこうしたノウハウやネットワークの継承に努め、引き続き、自助・共助（及び協助）の要として、地域の課題解決に取り組んでいくことが期待されます。

また、企業、大学、NPO 法人やボランティア団体等は、それぞれの分野において専門的な識見やノウハウを有し、また、地域の課題解決にも活用しうる先駆的な取組を行っている場合などもあります。今後は、こうした強みをこれまで以上に地域に還元し、広げていけるよう努め、町会等の地縁団体や区などとも積極的に連携を図り、地域の課題解決に主体的に取り組んでいくことが期待されます。

このように、地域の活動団体が、それぞれの特性や強みを活かし、これまで以上に地域の活性化のための下支えにかかわっていくことが求められています。また、こうした活動の内容や成果を区民等に発信し、理解されるよう努め、協働のすそ野を個人レベルにまで広げていくことが求められています。



## 第2章 参画編

【参画】の手法 一覧表 ※17頁から説明する、参画の手法の一覧表です。

	各手法の説明
(1) 意見公募 (パブリックコメント)	区の計画や方針等について、その内容や関連する資料をあらかじめ公表し、区民等に意見を求め、寄せられた意見の概要や、意見に対する区の考え方等を公表する手法
(2) 住民説明会	生活に直接関わるような施策等を決定・実施するにあたって、区が区民等の理解と協力を求めるために、その内容を説明し、直接的に意見を聴取する手法
(3) 審議会・協議会・検討会等	法律または個別の条例により設置される審議会その他の附属機関や、要綱等により設置される協議会・検討会・委員会等において、区民や学識経験者等で構成される委員が、一定期間継続して調査や審議、検討などを行う手法
(4) 意見交換会・懇談会	特定の課題について、区民や学識経験者、利害関係者等の意見を把握したり、区との認識の異同を明確にするために、自由に意見交換を行う手法
(5) ワークショップ	区が示した課題の解決等にあたって、様々な立場の人たちが参加し、それぞれが自由に意見を出し合いながら議論を重ねて共通認識の形成を図り、意見や提案をまとめていく手法
(6) 無作為抽出による区民討議	無作為抽出で選ばれた区民等同士が、複数のグループに分かれて同一のテーマについて自由に論議し、グループごとに意見をとりまとめ、全員の投票により優先順位を付け、提言を行う手法
(7) 広聴	<p>① アンケート 多数の人や特定の層に同じ内容について質問し、意見や意向、傾向等を把握する手法</p> <p>② 区政モニター 区民等から選出された人に対して、封書または電子メールで区政に対する意見、要望、提案等を継続的に聴いたり、アンケート調査に回答してもらうことにより、区民等の意向を把握し、施策等の参考とする手法</p> <p>③ 区民の声 インターネットや手紙等により、区民等の日常生活の悩み事や区政に対する提案・要望・苦情などあらゆる声を聴く手法</p> <p>④ 区長との対話 区長が地域に出向き、区民等と直接対話する手法</p>
(8) 政策提案	区民や企業、大学、NPO法人等から政策に関する提案を募る手法 ※あらかじめ区がテーマを設定して募集する場合と、特にテーマを決めずに自由に提案してもらう場合とがある
(9) 住民投票	特定の政策について、区民等の賛否を投票により把握する手法 ※ここでいう住民投票は、憲法や法律に基づき実施するものではなく、地方公共団体が独自の住民投票条例を制定して実施するものを指す



## I 参画の定義（再掲）

本ガイドラインでは、参画を次のように定義しています。

区の各施策や各事業の企画・立案などに区民等が主体的に参加し、意思形成にかかわること。

## II 参画の主体

施策や事業の内容により、参画の対象となり得る主体は異なってくると考えられます。よって、本ガイドラインでは、参画の定義における「区民等」の範囲を明確に定義付けることはしませんが、主に区内在住者、在勤・在学者、区内企業、区内公益団体、利害関係者などが「参画の主体（区民等）」として想定されます。

## III 参画の手法と特徴、留意点

参画の手法には、「意見公募（パブリックコメント）」「住民説明会」「審議会・協議会・検討会等」「意見交換会・懇談会」「ワークショップ」「無作為抽出による区民討議」「広聴」「政策提案」「住民投票」など、様々な形態があります。

なお、本ガイドラインでは便宜上、参画の手法を9つに分類していますが、例えば「〇〇協議会」という名称であっても、専門的な調査や審議というより、自由な意見交換を目的としている場合もあります。このため、参画の手法は、会議の名称等で判断するのではなく、構成員の中身や会議等の性質で判断する必要があります。

参画の対象となる事業等が、最も効果的で、効率的なものになるよう、事業等の内容により適切な手法を選択することが重要です。

この章では、それぞれの手法の特徴を説明するとともに、区または区民等から見たメリット・デメリットや、区がその手法を活用するにあたっての留意点を説明します。

### 【共通の留意点】

区が参画の手法を活用する際に、各手法に共通する留意点は次のとおりです。

- 対象となる施策や事業について、事前に課題や論点、区の考え方等を明確にしておくなど、区民等が参画の場や機会を通じて意見を出しやすくなるよう、わかりやすい資料の公表や説明に努める必要があります。
- 参画の場や機会が、形式的な意見聴取に終わらないよう、区民等からの意見に対して真摯に検討したうえで、その意見に対する区の考え方や対応を公表していく必要があります。
- 区民等からの提案に対しては、施策や事業に反映できるのか、できないのか、また反映できないときはその理由等を明確にすることで、区民等に対する説明責任を果たすよう心掛ける必要があります。
- 参画の各手法には、それぞれ特徴があり、より効果を発揮するタイミングも異なります。このため、複数の手法を効果的に組み合わせる実施することが望まれます。なお、複数の手法の組合せについては、「IV 千代田区における参画のルール」(31頁～)を参照してください。

また、ワークショップや委員会など、会議形式の参画の手法を活用する際の留意点は、次のとおりです。

- 会議等の開催目的、位置付け、参加者に求めることなどを明確にしておく必要があります。
- 会議等の開催準備には、手間と時間が掛かるため、最終目標（計画の策定や条例の制定等）を実現すべき時期から逆算して十分な期間を確保して、計画的に準備を進める必要があります。
- その会議等の目的や位置付けを踏まえ、参加者の選定方法を十分に検討する必要があります。
  - ⇒例：>学識経験者と公募区民等の人数のバランスを考慮する。
  - >性別、年代、地域等、構成員の多様性を確保する。
- 参加者が出席しやすい開催日時・場所の設定に努める必要があります。また、事前に時間的余裕を持って開催予定を周知する必要があります。
- 会議等を進めるにあたり、「参加者にどこまで議論し、意見を出してもらうのか」、「区が意見を今後どのように検討し、計画等にどのように活用していくのか」の2点を事前によく説明し、参加者との認識の共有を図る必要があります。
- 区民等が参加する会議等を行う場合は、公開を原則とします。
  - ⇒「千代田区附属機関等の会議及び会議録等の公開に関する基準」（巻末「資料編」74頁～）も参照してください。

## (1) 意見公募（パブリックコメント）

区の計画や方針等について、その内容や関連する資料をあらかじめ公表し、区民等に意見を求め、寄せられた意見の概要や、意見に対する区の考え方を公表する手法です。

### 【メリット・デメリット】

様々な案件について、幅広い区民等の意見を聴くことが可能ですが、組織的な意見が寄せられたり、賛否に偏りが生じる場合があります。また、案件によっては意見が集まらないこともあります。インターネットによる意見応募もできるため、区民等にとっては時間や場所を選ばず、応募しやすいというメリットがあります。

### 【対象とすべき施策等】

時間や場所の制約を受けることなく気軽に応募できるため、より多くの区民等からの意見聴取が可能であることから、区の総合的な施策に関する方針・計画の策定や、区民等の生活全般に影響を及ぼしたり、権利を制限し、または義務を課すことなどを定める条例の制定等に適しています。

なお、「千代田区意見公募手続要綱」では、次の事項を意見公募の対象としています。

#### 千代田区意見公募手続要綱

（意見公募手続の対象）

第4条 意見公募手続は、次に掲げるものについて実施する。

- (1) 区の総合的な施策に関する計画の策定及び重要な改定
- (2) 各行政分野の基本的な事項を定める計画の策定及び重要な改定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

このうち、(3)の「実施機関が必要と認めるもの」は、「千代田区意見公募手続要綱について（依命通達）」で次のとおり定められています。

#### 千代田区意見公募手続要綱について（依命通達）

- (1) 区の総合的な施策に関する方針・指針、構想の策定及び重要な改定
- (2) 各行政分野の基本的な事項を定める方針・指針、構想の策定及び重要な改定
- (3) 施設の整備（大規模改修を含む。）や廃止に関する計画等の策定及び重要な変更
- (4) 区政に関する基本方針を定める条例の制定、重要な改定及び廃止
- (5) 区民に義務を課し、又は権利を制限することを定める条例（公租公課に係る条例を除く。）の制定、重要な改定及び廃止
- (6) 区民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定、重要な改定及び廃止
- (7) その他、各所管部及び各事務局が必要と認めるもの

## 【留意点】

- 意見公募を実施していることが、より多くの区民等に周知されるよう、広報紙やホームページ、フェイスブック（※）等の様々な媒体で実施の周知を行う必要があります。
  - ※**フェイスブック**…ソーシャルネットワーキングサービス（人と人との繋がりを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス）の一つ。実名登録が大きな特徴。
- 意見公募の対象となる施策等の関連施設に必要な資料を備え付けるなど、積極的に周知を行うことで、意見を提出してもらいやすくするよう努めます。さらに、より多くの区民等が意見を寄せられるよう、実施期間は十分に確保する必要があります。なお、区の要綱では現在、最低2週間以上の期間を確保することを定めています。
- 意見公募は、区民生活等に重大な影響を及ぼす案件等が対象となるため、直接影響を受ける区民等を対象として実施する必要があります。このため、区の要綱では、意見公募に応募できる人を次のように限定しています。

### 千代田区意見公募手続要綱

#### (定義)

第2条 この要綱において次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 区民等 次に掲げる者をいう。

- ア 区内に住所を有する者
- イ 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 区内の事務所又は事業所に勤務する者
- エ 区内の学校に在学する者
- オ その他計画等に利害関係を有する者

- 意見の提出者からは、要綱の第7条第3項に掲げる事項（氏名や住所、在勤者である場合はその勤務先など）を明らかにしてもらおうこととなっており、このため、必要事項の記載欄を設けた意見提出様式を用意するなど、意見応募者が必要事項を申告しやすくするための配慮が必要です。
- 意見公募は、区としての考え方がまとまった段階で行われるものであるため、提出された意見に基づき、抜本的な再検討や根本的な見直しを行うことが難しいのも事実です。このため、意見公募に付す内容を検討する段階においても、他の参画の手法をできる限り取り入れるなど、区民等の意見を踏まえた素案をつくるよう努める必要があります。

## (2) 住民説明会

生活に直接かかわるような施策等を決定・実施するにあたって、区が区民等の理解と協力を求めるために、その内容を説明し、直接的に意見を聴取する手法です。

### 【メリット・デメリット】

住民説明会は、区民等の生の声を直接聴取することができますが、区の考え方がまとまった段階で行われるものであるため、参加者の意見が限定的にしか反映されないなど、参加者の不満が残る場合もあります。

### 【対象とすべき施策等】

利害関係者や、当該案件の実施等により生活に影響が生じる区民等の意見を直接的に聴きとることができるため、方針や計画の策定、条例の制定等に適しています。

### 【留意点】

- 法令上、説明会の実施が義務付けられているものに限らず、生活に直接かかわるような施策等については、可能な限り実施するように努める必要があります。
- 自由な議論の場というよりも、区の説明に対し広く意見を聴くという性格が強いため、区が一方的に説明して終了するということがないよう、質問の時間を十分に設けるなど、参加者の意見を十分に聴きとることができるように努める必要があります。
- 説明会の場で発言できなかった人などが、事後に質問し、意見等を言えるようにするため、開催後も一定期間、意見等を受け付けるなどの配慮が必要です。
- 住民説明会は、区としての考え方がまとまった段階で行われるものであるため、いただいた意見に基づき、抜本的な再検討や根本的な見直しを行うことが難しいのも事実です。このため、住民説明会で説明する内容を検討する段階においても、他の参画の手法をできる限り取り入れるなど、区民等の意見を踏まえた素案をつくるよう努める必要があります。

### **(3) 審議会・協議会・検討会等**

法律（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項）または個別の条例により設置される審議会その他の附属機関や、要綱等により設置される協議会・検討会・委員会等において、区民や学識経験者等で構成される委員が、一定期間継続して調査や審議、検討などを行う手法です。

#### **【メリット・デメリット】**

学識経験者等の専門知識などを継続的に聴取することができるため、専門的な課題について掘り下げた議論ができます。また、課題意識や意欲を持った区民等の参画により、地域事情や生活実態に即した、より率直な意見を議論に加えることができます。

審議会等は、専門的な視点から、継続的に調査や審議等を行う場であることから、参画できる区民等の人数は限られます。また、学識経験者等については、一般的にはメンバーが固定化されやすい傾向があります。

#### **【対象とすべき施策等】**

学識経験者や専門家等による様々な意見を継続的に聴取することができるため、政策課題に対する専門的視点からの調査や審議、あり方の検討等に適しています。

#### **【留意点】**

幅広い視点から審議等が行われるよう、区民や学識経験者等については、できるだけメンバーの固定化を避けるとともに、専門分野や活動分野、性別や年代など、バランスを考えて選考する必要があります。



## (4) 意見交換会・懇談会

特定の課題等について、区民や学識経験者、利害関係者等の意見を把握したり、区との認識の異同を明確にするために、自由に意見交換を行う手法です。

### 【メリット】

意見交換を通じて、双方が認識を共有し、理解し合える場とすることができます。

### 【対象とすべき施策等】

意見交換によって、区民や学識経験者等と認識の共有を図りながら内容を検討することができるため、意見公募や住民説明会に付すべき案件について、それらの手法を行う前に実施することが適しています。

### 【留意点】

互いに馴れ合いにならないように注意しながら、率直な意見が言い合えるような雰囲気づくりに努める必要があります。

## ・コラム・

### 公聴会

公聴会とは、公の機関が重要な案件や区民等の権利義務に大きな影響がある案件について決定する場合に、利害関係者、学識経験者等の意見を聴くために、行政手続法第10条（千代田区行政手続条例第10条）や、個別の法律等により設置することとなっているものです。千代田区では、都市計画法に基づくものや、建築基準法及び関連政省令に基づくものなどがあります。

また、行政機関が法令を制定したり、その他の事項を決定するために任意または義務的に意見を聴くため、開催するものもあります。

公聴会では、あらかじめ申出をして公述人に指定された人が、公開の場で意見を表明することになります。

## (5) ワークショップ

区が示した課題の解決等にあたって、様々な立場の人たちが参加し、それぞれが自由に意見を出し合いながら議論を重ねて共通認識の形成を図り、意見や提案をまとめ上げていく手法です。

ワークショップでは、司会進行役の人(いわゆる「ファシリテーター」)が、参加者の主体的かつ自発的な議論を促し、参加者全員が体験するものとして運営されることが一般的です。

### 【メリット・デメリット】

案件に対して掘り下げた議論ができるため、課題に対する参加者の理解が深まりやすく、認識の共有を図りやすいといえます。また、グループで議論を重ねることにより、区民等の協働意識が醸成されます。区民等から見たメリットとしては、自分たちの意見やアイデアを活かせるため、達成感が得られやすく、主体性を持って区政の課題等にかかわっていくことができます。その一方で、ワークショップは長期間にわたって開催されるため、時間的制約のある区民等にとっては参加が難しくなります。また、司会進行役の力量に、議論の熟度や参加者の満足度が左右されやすいというデメリットがあります。

### 【対象とすべき施策等】

継続的な議論を通じて認識の共有を図りやすく、区民等の主体的なかかわりが期待できることから、施策等の具体的な内容の検討に適しています。

### 【留意点】

- ワークショップでの議論を経てまとめられた意見や提案に対しては、区が意見をどのように検討し、今後の計画等にどのように活かしていくのかを、後日きちんと区民等に説明し、理解してもらう必要があります。
- 司会進行役には、会議をスムーズに進行するための工夫や、話し合いを活性化させる技術など、司会進行役としての力量が求められます。

## （６） 無作為抽出による区民討議

無作為抽出で選ばれた区民等同士が、複数のグループに分かれて同一のテーマについて自由に議論し、グループごとに意見を取りまとめ、全員の投票により優先順位を付け、提言を行う手法です（詳しくは、24 頁のコラムをご参照ください）。

### 【メリット・デメリット】

この手法のメリットとしては、①日頃、区政に参加する機会の少ない区民等（いわゆる「サイレントマジョリティ」）の声を区政に取り入れることができる、②グループで討議を重ねることにより、区政への関心が喚起され、区民等の協働意識が醸成される、③投票により優先順位付けがされるため、より多くの人に支持されうる提案となることを意識した討議がなされる、といったことが挙げられます。

一方で、短時間で討議が行われるため、複雑な事項の検討には不向きであり、結果的に掘り下げた議論ができず、区民等が消化不良に陥る場合があります。また、投票により優先順位を決定するため、独創的な意見やアイデアを出しづらい、会議の進行が進行役の力量に左右されやすい、といったデメリットもあります。

### 【対象とすべき施策等】

日頃、区政に参加する機会の少ない区民等の意見を取り入れることができるため、課題の抽出や将来像の検討に適しています。

### 【留意点】

- 無作為抽出した候補者の中から参加者を選定するにあたっては、母集団の意見とかけ離れないよう、母集団の性別・年齢構成等に近付けるよう努めます。また、地域や職業構成など、様々な面で偏りが出ないように留意します。
- 限られた時間内で合意形成を図る必要があるため、十分な事前準備、適切なテーマ設定、時間配分を考えたしっかりした段取りを組むことが必要です。
- 参加者に「仕事」として責任のある言動をとってもらうために、できるだけ報酬を支払うことが望ましいと考えられます。
- 区民討議の場では、区民等からの提案に対する区の考え方を明確にすることができないため、区民討議の実施後に、区が意見を今後どのように検討し、計画等にどのように活かしていくのかを、区民等に丁寧に説明する必要があります。

## ● 無作為抽出による区民討議とは？ ●

ドイツで始められた「プラーヌクスツェレ」という、近年急速に注目されている住民参加手法をベースとしています。この手法の特徴は、次のとおりです。

- 主催者（自治体）が区民討議で検討する内容を示して、公平・中立的な実施機関に委託して行う。
- 候補者を無作為抽出し、主催者（自治体）側から参加を要請する。
- 少人数のグループで、主催者（自治体）から与えられたテーマについて討議する。討議テーマに対して、決められた時間内に、必ずグループとしての合意形成を図る。
- 主催者（自治体）は討議の手順や討議対象分野の現状など情報提供のみを行い、討議は住民だけで行う。
- 参加者に報酬を支払うことにより、仕事として責任をもって取り組んでもらう。
- 討議の都度、グループのメンバーを入れ替え、役割や立場など参加者相互の関係の固定化を防ぐ。
- グループごとに取りまとめられた提言に対して、参加者全員の投票により優先順位を付ける。

ワークショップと比較すると、全国でもまだ実施事例は多くありませんが、千代田区では基本計画の改定プロセスへの住民参加手法として、平成25年度に無作為抽出による区民討議の手法による区民会議を開催しました。

## ・ コラム ・

### ワールドカフェ

無作為抽出型ワークショップの種類の1つです。

カフェのような寛いだ空間の中で、メンバーの組み合わせを変えながら、少人数のグループで自由に話し合うことにより、知識や情報を共有しながら様々なアイデアを生み出す「会話」の手法です。最終的な結論は求めないことから、「決めない会議」と呼ばれることもあります。

新しいプロジェクトを立ち上げる際の、最初の会議などに導入するのに適しています。

## (7) 広聴

広聴とは、様々な機会を通じて、広く区民等から区に対する意見や要望等を聴くことをいいます。

広聴には、「アンケート」「区政モニター」「区民の声」「区長との対話」といった、いくつかの手法があります。区民等のニーズや意見を幅広く集め、的確に把握するためには、できるだけ各手法を併用することが望ましいといえます。

### ① アンケート

多数の人や特定の層に同じ内容について質問し、意見や意向、傾向等を把握する手法です。広聴アンケートの代表例に、世論調査があります（世論調査とは、集団や社会の世論を調べることを目的に行われる調査をいいます）。

#### 【メリット・デメリット】

区民等が自分の都合の良い時間や場所で回答できることから、簡便に多くの意見を聴くことができ、日頃、区政に参加する機会の少ない区民等の参画を促す手法として有効です。その一方、質問できる項目数が限定されるため、限られた内容しか聴きとることができません。また、質問への誤答、回答ミスが起きる可能性があることや、アンケートが返送されるまでに時間が掛かり、集計までにさらに時間が掛かるというデメリットもあります。

#### 【対象とすべき施策等】

区民等の意見や意向、傾向等を統計的に把握することができることから、政策課題や事業の実施成果の把握等に適しています。

#### 【留意点】

- 調査目的に適した対象者抽出（サンプル数、対象、実施地域等）を行います。
- 施策や事業、対象者を限定して、深く意見を聴き取りたい場合などには、世論調査的なアンケートとは別に、施策や事業ごとの個別アンケートを実施します。
- 質問数を増やしすぎず、質問項目は、回答者にわかりやすいよう整理・構成します。統一された様式で、見やすく、回答しやすいようにレイアウトします。

#### 《質問項目設定の留意点》

- 回答しやすい質問から始める。
- できるだけ、一般的な質問や事実を聞く質問を前に、個別具体的な質問や意識を聞く質問をあとにする。
- 1つの質問で複数のことを聞かない。

- 質問文は簡潔に。あいまいな表現、専門用語は避ける。

#### 《レイアウトの留意点》

- 文字の大きさ、文字と文字の間隔、行と行の間隔、文字と図表のバランスなどに配慮する。
- 説明文、質問文、選択肢、回答欄の区別がつきやすいように、フォントを使い分ける、文字を囲む、網掛けをする、下線を引くなどの工夫をする。
- 回答の内容により次に進む質問が異なる場合は、注意書きや矢印により、進むべき質問を分かりやすく示す。

#### 《回答選択肢の留意点》

- 選択肢は3～5個程度とする。なお、質問に対する回答として、例えば「良い」か「悪い」かの傾向を把握したい場合は、選択肢に「普通」「どちらともいえない」といった項目を設けず、〈①非常に良い ②やや良い ③やや悪い ④非常に悪い〉といった4段階の選択肢とする方法もある。

## ② 区政モニター

区民等から選出された人に対して、封書または電子メールで区政に対する意見、要望、提案等を継続的に聴いたり、アンケート調査に回答してもらうことにより、区民等の意向を把握し、施策等の参考とする手法です。

区政モニターの職務、資格要件及び委嘱期間は、「千代田区政モニター設置要綱」により、次のとおり定められています。

### 千代田区政モニター設置要綱

#### (職務)

第2条 区政モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 区政に対する意見、要望、提案等を随時提出すること。
- (2) 区政についてのアンケート調査に回答すること。

#### (資格要件)

第3条 区政モニターの資格要件は、満20歳以上の区内在住・在勤・在学者（外国人は日本語で文書交換のできる者）とする。ただし、区職員及び区立学校に勤務する教職員を除く。

#### (委嘱期間)

第6条 区政モニターの委嘱期間は1年とし、再任はできないものとする。ただし、区長が特に必要であると認めた場合はこの限りでない。

区政に対する意識の高い区民等の意見を、継続的に集めることができるというメリットがある一方で、応募者が集まりにくい傾向があります。

### ③ 区民の声

インターネットや手紙等により、区民等の日常生活の悩み事や区政に対する提案・要望・苦情などあらゆる声を聴く手法です。

#### 【メリット】

寄せられた提案等に対して個別に、丁寧に回答することで、区民等との信頼関係を醸成することができます。

#### 【留意点】

問題が直ちに解決しなくても、一定程度の理解が得られるように努めます。

### ④ 区長との対話

区長が地域に出向き、区民等と直接対話する手法です。

#### 【メリット・デメリット】

区長とコミュニケーションをとることで、区政に親近感を持ってもらうことができます。区民等にとっては、区長に直接意見を伝えることができるため、満足度を得られやすいといえます。一方で、開催できる時間や回数が限定されるというデメリットがあります。

## ・コラム・

### 他自治体における広聴の新たな試み

情報通信技術（ICT）の進展や、スマートフォンなどの情報通信機器の普及に伴い、他の自治体では、こうした手段を活用した新しい広聴の試みが行われています。

千葉県広聴課が実施している「ちば市民協働レポート実証実験（ちばレポ）」は、スマートフォンやパソコンから、「歩道の破損」「公園のごみの散乱」などの問題を、写真付きレポートとして住民に報告してもらう仕組みです。

こうした手段は、住民が行政に対し、迅速かつ気軽に地域の課題や情報を寄せることができるという意味で、広聴の新たな試みとして注目されています。

一方で、地域課題の解決を安易に行政に頼りがちになるおそれがあるため、導入する際には、住民から寄せられた課題を解決するにあたっての行政と活動団体等の役割分担などを、あわせて整理する必要があります。

## 千代田区における広聴の課題

### ○「区政モニター」の課題

区政モニターへの継続的な調査を通じて、区政への理解を深めてもらい、地域で行動するオピニオンリーダー（※1）として育ててもらうことを期待していますが、現状では、封書または電子メールでの聴き取りしか行っておらず、十分な意見聴取ができていないといえます。今後は、例えば「グループインタビュー（※2）」のような座談会形式の意見交換会の導入等を検討する必要があります。

※1 **オピニオンリーダー**…世論形成に大きな影響力を持つ人をいいます。ここでは、「地域コミュニティなどの集団において、その集団の意見や行動に影響を持つ人」という意味で使用しています。

※2 **グループインタビュー**…調査条件に適合する対象者を一同に集め、司会者の進行のもと、特定のテーマについて、座談会形式で自由に意見交換してもらう手法です。座談会形式であるため、相互作用により意見が活発になりやすく、多くの意見、深い意見を集めやすいというメリットがあります。

アンケート調査などでは把握しきれない詳細情報を得たい場合や、調査結果について、より深掘りしようとする場合などに適しています。

### ○「区長との対話」の課題

区長との対話手法は、「区政懇談会」「ふらっと区長室」「まちなか懇談会」「出張！区長室」など、その都度あり方を検証しつつ、形を変えながら実施してきています。平成25年度に実施した「出張！区長室」の成果や課題を分析し、他の広聴活動を補う対話型広聴としてのあり方を検証していく必要があります。



## (8) 政策提案

区民や企業、大学、NPO 法人等から政策に関する提案を募る手法です。あらかじめ区がテーマを設定して募集する場合と、特にテーマを決めずに自由に提案してもらう場合とがあります。

### 【メリット・デメリット】

区にはない斬新な発想からの提案や、提案者が持つ専門性を活かした提案により、課題の解決や区の魅力の向上に繋がる可能性があります。

また、区民目線に立った提案を受けることで、区民ニーズに即した施策の展開に繋がる可能性があります。

その一方で、実現するうえで多額の費用がかかる提案や、提案者の利益を優先するような提案などが寄せられる場合も考えられます。

### 【対象とすべき施策等】

地域の様々な主体が持つ情報やノウハウを活用できることから、地域の魅力や資源を発掘・活用する事業や、区がこれまで取り組んだことのない分野にかかわる事業の検討に適しています。

### 【留意点】

- 提案を募集していることが、より多くの区民に周知されるよう、広報紙やホームページ、フェイスブック等の様々な媒体で実施の周知を行う必要があります。
- より多くの区民等が提案を寄せられるよう、募集期間は十分に確保する必要があります。
- 区がテーマを設定して提案を募集する場合には、何について提案して欲しいのか、テーマを設定した意図が明確に伝わるようにする必要があります。
- いただいた提案に対しては、区の選考結果や、採用となった提案の扱いを明らかにする必要があります。

## ・コラム・

### NPO・ボランティアとの協働に関する政策提案制度

現在、区が事業として実施している政策提案制度です。

NPO・ボランティアからの先駆性・創造性を活かした斬新な視点からの提案を求め、それをベースとして政策に組み入れていくことで、多様化する区民ニーズに対応することを目的としています。

また、この事業では、区との協働を前提として提案を募集しており、参画と協働が一体となった事業といえます。

## (9) 住民投票

特定の政策について、区民等の賛否を投票により把握する手法です。なお、ここでいう住民投票は、憲法や法律に基づき実施するものではなく、地方公共団体が独自の住民投票条例を制定して実施するものを指します。

### 【メリット・デメリット】

投票資格さえ満たせば、誰でも参加できます。また、個別の政策について、賛否を明確にすることができます。デメリットとしては、法定の投票制度ではないため、投票結果に法的拘束力を持たせることはできないとされており、投票結果の実効性が弱いこと、投票結果として賛否のみしか表明されないため、区民等の個別の意見や要望、賛否の理由等が確認できないこと、多額のコストがかかること、などが挙げられます。

### 【対象とすべき施策等】

特定の政策について、投票者の明確な意思を確認することができるため、行政運営上の重要事項の決定等に適しています。

### 【留意点】

- 実施にあたっては、独自の住民投票条例を制定する必要があります。
- 対象事案（論点）や投票の実施時期を慎重に検討する必要があります。
- 投票資格者の要件を検討する必要があります（例えば、年齢要件、国籍要件、昼間区民を含めるか否か等）。
- 投票の成立要件を検討する必要があります（例えば、投票率による基準を設ける等）。
- 住民投票の対象事案に関する判断を行うために必要な情報については、公平性や中立性に十分留意しながら、積極的に公開する必要があると考えられます。
- あくまで議会制民主主義を補完するものであり、乱発は避けなければなりません。

## IV 千代田区における参画のルール

「参画編」で説明したとおり、参画の各手法にはそれぞれ特徴があり、効果を発揮するタイミングも異なります。そして、一つの手法のみで多様な区民等の意見を聴取し、区民世論を把握することはできません。

このため、それぞれの手法の特徴や、そこで得られる意見等の特性を十分に理解し、特徴の異なる複数の手法を併用して意見を聴取することが重要です。

例えば、「意見公募（パブリックコメント）」は、気軽に応募しやすいという点で優れた手法の一つですが、特定の課題について関心の強い人たちによる組織的な意見が寄せられたり、賛否に偏りが生じる場合もあります。このため、意見公募に付す案を検討する段階で、互いの意見の相違を論議等を通じて理解し合うことのできる「ワークショップ」等の手法を取り入れることなどが有効と考えられます。

また、区民世論調査などの「アンケート」は、広く区民の総体的な世論を把握する手法としては優れていますが、質問項目数や内容が限られるので、より掘り下げた意見や、賛否では割り切れない区民の個々の要望などを詳しく聴き取るために、対話形式で区民ニーズを掘り下げて聴取することのできる「意見交換会」等の手法と組み合わせることが有効です。

本ガイドラインでは、区で統一したルールに基づいて参画を進めていく必要性がより高い、区民等への影響が特に大きい事例を5つ挙げ、それぞれ政策形成のプロセスごとに、用いるべき手法やそれを用いる際のルールを定めました。

今後は、これらの事例に該当する事業等を実施する場合には、これから説明するルールに従い、実施していく必要があります。

注) 事例1～5における「審議会・協議会・検討会等」「意見交換会・懇談会」は、名称ではなく、構成員の中身や会議等の性質で判断してください。

例えば、「まちづくり協議会」という名称であっても、自由な意見交換を目的とするものであれば、「意見交換会・懇談会」に位置付けることとなります（15頁「III 参画の手法と特徴、留意点」参照）。

なお、これらの事例に該当しない場合においても、区として積極的に参画を進めていくことは重要です。13～14頁の「【参画】の手法 一覧表」を参考に、用いる手法を選択し、できる限り複数の手法を組み合わせ実施してください。

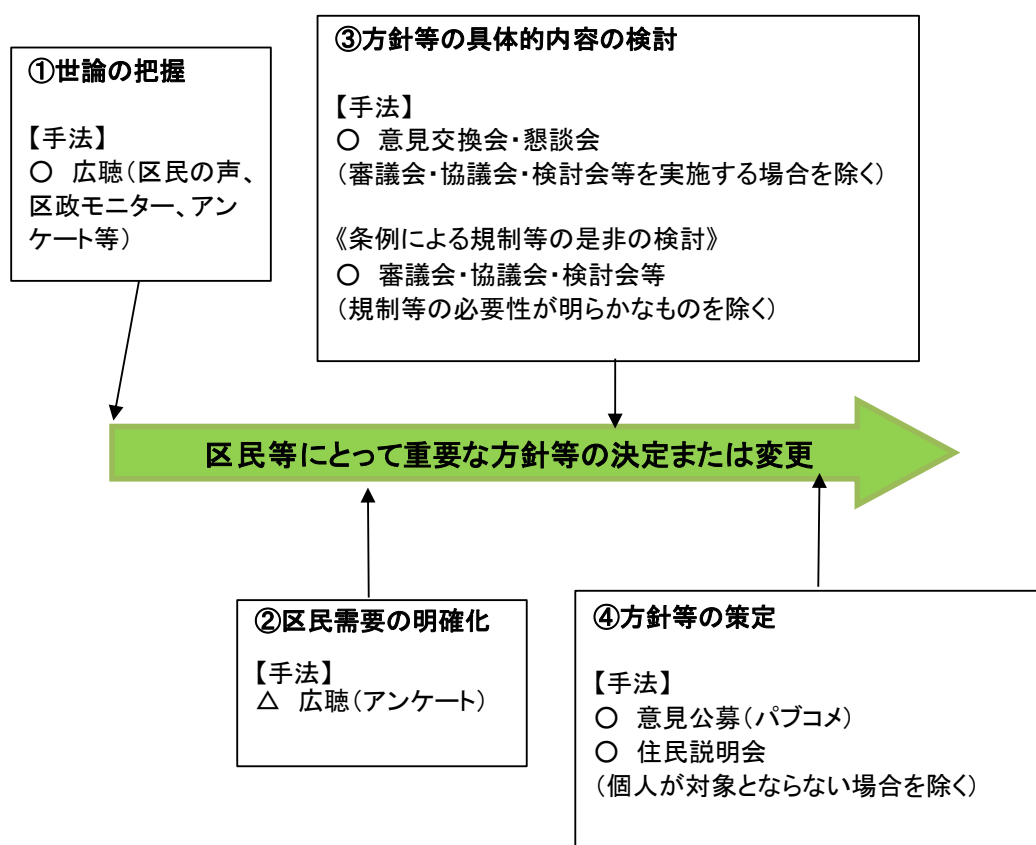
ところで、新たな参画の手法を導入するにあたっては、その手法により参加が得られる区民等の構成や意見等の特長が、既存の手法と何が異なり、同じであるのかを整理し、どのような位置付けで当該手法を導入するのかを整理する必要があります。

このため、本格的な実施、導入にあたっては、試行の段階において参加者等からアンケートをとるなどにより、参加者の属性（年齢、職業、参画の場への参加経験等）や満足度、課題を聴取し、その必要性を十分検討することが肝要です。

## 1 区民等にとって重要な方針等の策定または改定

区民等にとって重要な方針等の策定または改定を行う事例です。

なお、権利を制限し、または義務を課す条例（公租公課に係るもの及び努力義務規定を除く。）の制定または改正を行う場合は、必ずこの事例のルールに従って意見聴取を実施してください。



※ ○…必ず実施、 △…状況により実施

### ① 世論の把握

区が広聴活動として実施している「区民の声」、「区政モニター」、世論調査などの「アンケート」等を通じて、日常的に世論を把握します。

### ② 区民需要の明確化

区民需要を明確化するために、必要に応じて、個別の「アンケート」等を実施します。

### ③ 方針等の具体的内容の検討

区民等から直接意見聴取を行い、区民等の意見を明確に把握したうえで方

針等を策定する必要があるため、「意見交換会・懇談会」を必須とします。

ただし、検討にあたって専門知識が必要などの理由から、別途「**審議会・協議会・検討会等**」や関係団体からの意見聴取の場を経るものについては、手続を省略することができます。

なお、条例による規制等の是非について検討する場合には、専門的視点及び区民の視点から答申を受ける必要があるため、「**審議会・協議会・検討会等**」を必須とします。ただし、法的規制の必要性が明確な場合など、審議会等による答申を経る必要のないものについては、手続を省略することができます。

#### ④ 方針等の策定

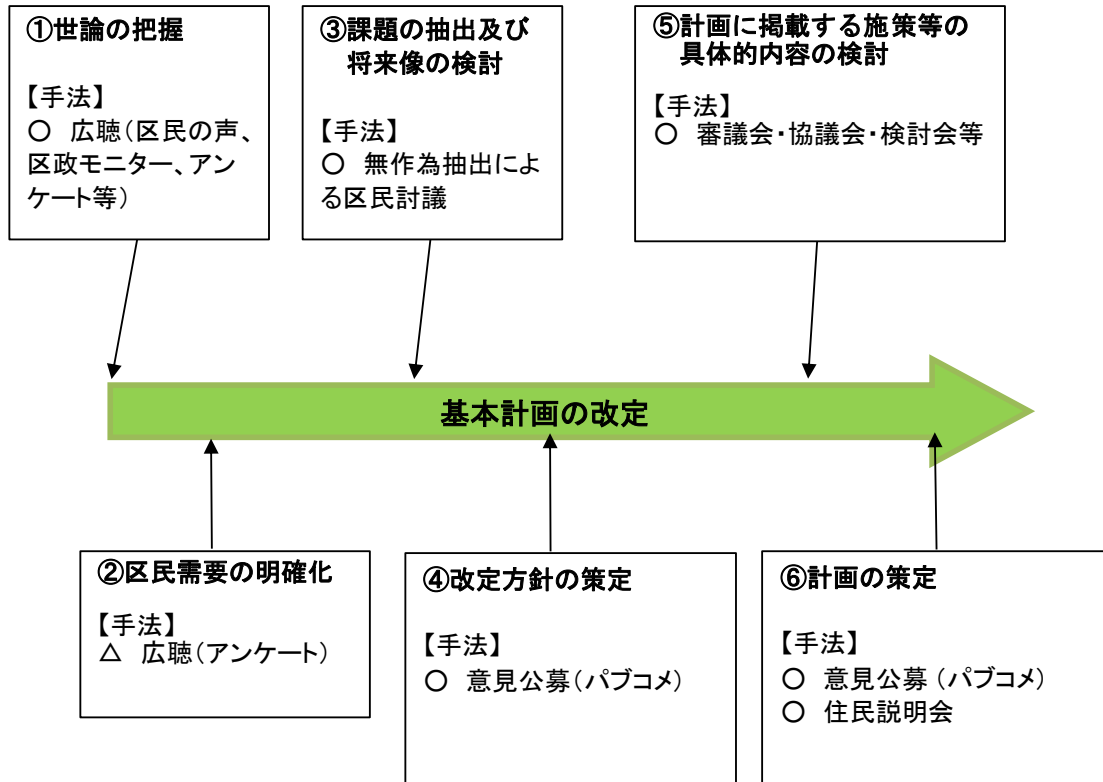
「**意見公募（パブリックコメント）**」は、区民等に及ぼす影響が特に大きいため、必須とし、広く意見を聴取します。

「**住民説明会**」も、区民等に及ぼす影響が特に大きいため必須とし、方針等の内容を直接区民等に説明し、意見を聴取します。ただし、企業（個人事業主を含む。）のみを対象とする場合は、手続を省略することができます。

なお、実施する場合は、幅広く意見を聴取できるよう、地域ごとに実施するように努めます。

## 2 基本計画の改定

区政運営の総合的かつ基本となる行政計画である基本計画を改定する事例です。



※ ○…必ず実施、 △…状況により実施

### ① 世論の把握

区が広聴活動として実施している「区民の声」、「区政モニター」、世論調査などの「アンケート」等を通じて、日常的に世論を把握します。

### ② 区民需要の明確化

区民需要を明確化するために、必要に応じて、個別の「アンケート」等を実施します。

### ③ 課題の抽出及び将来像の検討

課題や将来像について、意見を幅広く聴取する必要があるため、「無作為抽出による区民討議」を必須とします。

### ④ 改定方針の策定

「意見公募(パブリックコメント)」は、区民等に及ぼす影響が特に大き

いため、必須とし、広く意見を聴取します。

⑤ 計画に掲載する施策等の具体的内容の検討

この段階では、より具体的な内容を検討する必要があるため、「審議会・協議会・検討会等」を必須とします。

⑥ 計画の策定

「意見公募（パブリックコメント）」は、区民等に及ぼす影響が特に大きいため、必須とし、広く意見を聴取します。

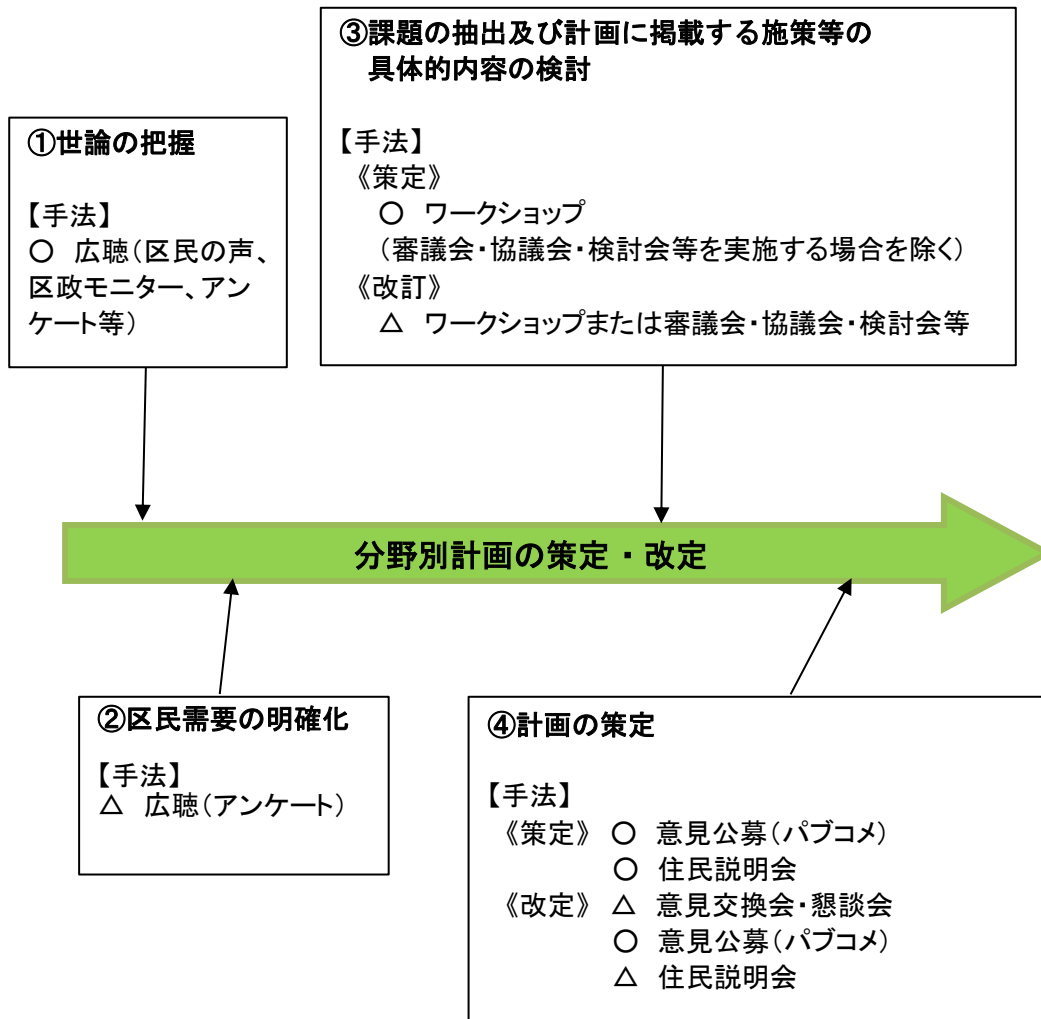
「住民説明会」も、区民等に及ぼす影響が特に大きいため必須とし、計画の内容を直接区民等に説明し、意見を聴取します。

なお、「住民説明会」を実施する際には、幅広く意見を聴取できるよう、地域ごとに開催するように努めます。



### 3 分野別計画の策定・改定

各部で定める分野別計画の策定・改定の事例です。



※ ○…必ず実施、 △…状況により実施

#### ① 世論の把握

区が広聴活動として実施している「区民の声」、「区政モニター」、世論調査などの「アンケート」等を通じて、日常的に世論を把握します。

#### ② 区民需要の明確化

区民需要を明確化するために、必要に応じて、個別の「アンケート」等を実施します。

#### ③ 課題の抽出及び計画に掲載する施策等の具体的内容の検討

計画を新たに策定する場合は、既存の計画を改定する場合に比べ、より具体的に課題や掲載する施策等の内容を検討する必要があるため、「ワークショップ」を必須とします。

なお、当該計画の専門性が高いなどの理由から、別途「審議会・協議会・検討会等」や関係団体からの意見聴取の場を経るものについては、手続を省略することができます。

また、既存の計画を改定する場合、④の段階で「意見交換会・懇談会」の手続を経るものについては、区民等の意見を直接聴取する機会が設けられているので、「ワークショップ」（または「審議会・協議会・検討会等」や関係団体からの意見聴取）の手続を省略することができます。

#### ④ 計画の策定

「意見交換会・懇談会」は、③の段階で「ワークショップ」の手続を経ているものについては、区民等の意見を直接聴取する機会が設けられているので、手続を省略することができます。

また、専門性が高いなどの理由から、別途「審議会・協議会・検討会等」や関係団体からの意見聴取の場を経るものについても、手続を省略することができます。

「意見公募（パブリックコメント）」は、区民等に及ぼす影響が特に大きいため、必須とし、広く意見を聴取します。

「住民説明会」は、計画を新たに策定する場合は、区民等に及ぼす影響が特に大きいため必須とし、計画の内容を直接区民等に説明し、意見を聴取します。

なお、「住民説明会」を開催する場合は、幅広く意見を聴取できるよう、地域ごとに開催するように努めます。

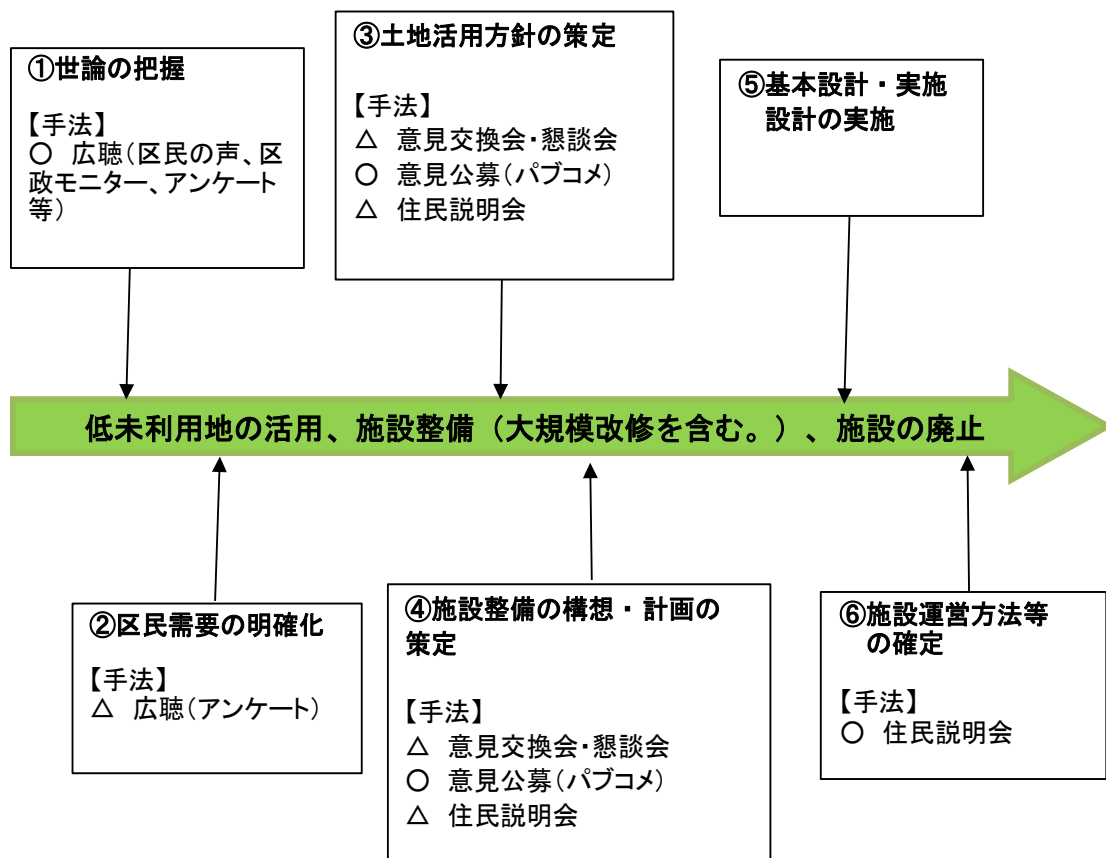
#### 4 低未利用地の活用、施設整備（大規模改修を含む。）、施設の廃止

低未利用地の活用及び施設整備、施設の廃止の事例です。

なお、ここでいう「低未利用地の活用」とは、区が施設整備のために恒常的に活用する場合をいい、一時的に第三者に貸し付けるなど、暫定的な活用を行う場合は除きます。ただし、暫定活用についても、個々の案件の状況に応じて、できる限り区民等の意見を踏まえて判断する必要があります。

また、「施設整備」は、大規模改修を含みます。

※以下、施設の廃止の場合は、「整備」を「廃止」と読み替えてください。



※ ○…必ず実施、 △…状況により実施

##### ① 世論の把握

区が広聴活動として実施している「区民の声」、「区政モニター」、世論調査などの「アンケート」等を通じて、日常的に世論を把握します。

##### ② 区民需要の明確化

区民需要を明確化するために、必要に応じて、個別の「アンケート」等を実施します。

### ③ 土地活用方針の策定

※土地活用方針とは、名称を問わず、全体または個別の土地について活用の方向性を示したものをいいます。

※施設の大規模改修の場合は、このプロセスは省かれます。

「意見交換会・懇談会」は、整備しようとする施設の用途、整備時期、規模等、施設整備の内容を具体的に方針に明記しようとする場合には、区民等から直接意見聴取を行い、区民等の意見を明確に把握したうえで方針を策定する必要があるため、実施を原則とします。

なお、土地活用方針の段階で、整備しようとする施設の用途、整備時期、規模等が具体的でない場合は、この段階での手続は省略し、④の段階で「意見交換会・懇談会」を実施します。

「意見交換会・懇談会」を実施する際には、施設の種類や性質に応じて、構成員に偏りが生じないように注意します。

「意見公募（パブリックコメント）」は、当該土地活用に関係する区民等に及ぼす影響が特に大きいため、必須とし、広く意見を聴取します。

「住民説明会」は、整備しようとする施設の用途、整備時期、規模等、施設整備の内容を具体的に方針に明記しようとする場合は、区民等に及ぼす影響が大きいため実施を原則とし、方針の内容を直接区民等に説明し、意見を聴取します。

「住民説明会」を実施する際には、対象の施設が全区的な施設（スポーツセンター等）である場合は出張所地域ごとに、地域的な施設（区民館など）である場合は当該関係出張所地域で実施するなど、対象となる施設の性質に応じて、出張所単位、学区単位等、より効果的に意見を聴取できるように対象範囲を設定する必要があります。

なお、土地活用方針の段階で、整備しようとする施設の用途、整備時期、規模等が具体的でない場合は、この段階での手続は省略し、④の段階で「住民説明会」を実施します。

### ④ 施設整備の構想・計画の策定

「意見交換会・懇談会」は、区民等から直接意見聴取を行い、区民等の意見を明確に把握したうえで構想や計画を策定する必要があるため、実施を原則とします。

ただし、③の段階で「意見交換会・懇談会」を実施している場合は、手続を省略することができます。

なお、「意見交換会・懇談会」を実施する際には、施設の種類や性質に応

じて、構成員に偏りが生じないように注意します。

「意見公募（パブリックコメント）」は、当該施設整備に係る区民等に及ぼす影響が特に大きいため、必須とし、広く意見を聴取します。

「住民説明会」は、当該施設整備に係る区民等に及ぼす影響が大きいため実施を原則とし、計画の内容を直接区民等に説明し、意見を聴取します。

ただし、③の段階で「住民説明会」を実施している場合は、手続を省略することができます。

なお、対象の施設が全区的な施設（スポーツセンター等）である場合は出張所地域ごとに、地域的な施設（区民館など）である場合は当該関係出張所地域で実施するなど、対象となる施設の性質に応じて、出張所単位、学区単位等、より効果的に意見を聴取できるように対象範囲を設定する必要があります。

#### ⑤ 基本設計・実施設計の実施

設計は、構想及び計画の内容に基づいて実施される必要があります。

#### ⑥ 施設運営方法等の確定

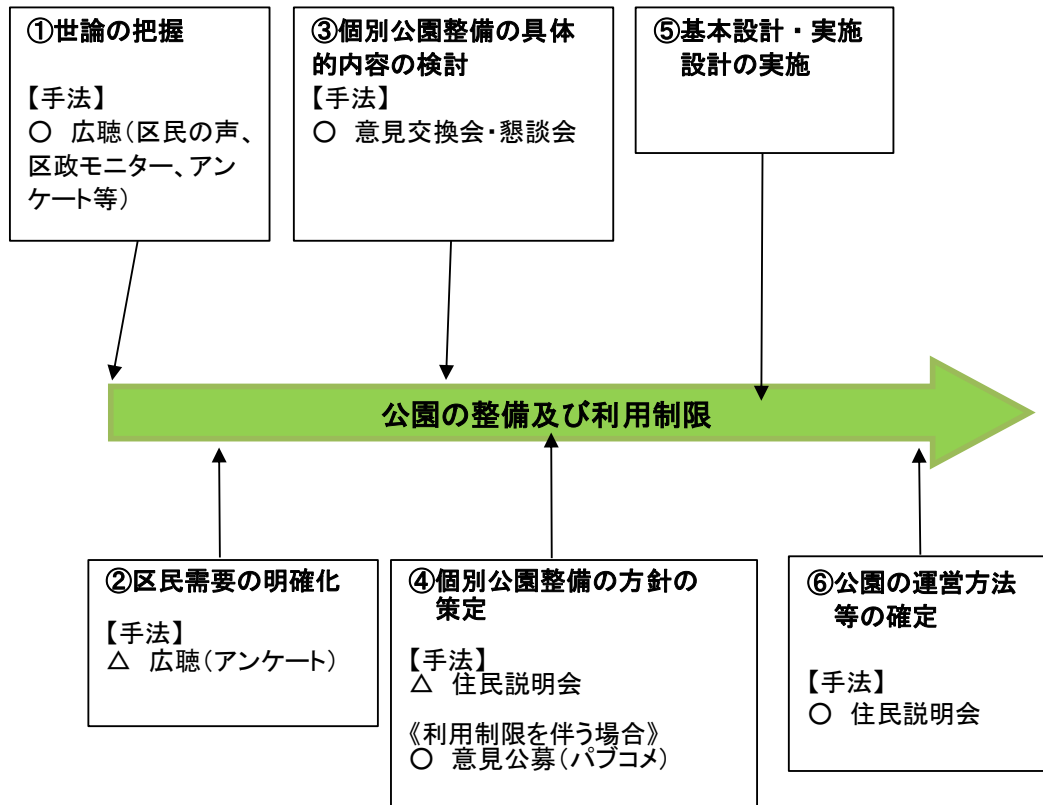
「住民説明会」は、区民等に及ぼす影響が大きいため必須とし、施設の運営方法などについて直接区民等に説明し、意見を聴取します。

なお、「千代田区建築計画の早期周知に関する条例」などの例規等により、施設建設工事等に関する住民説明会の開催が義務化されている場合は、例規等に基づき適切な時期に説明会を実施する必要があります。



## 5 公園の整備（簡易的な維持・補修工事のみ行う場合を除く。）及び利用制限

公園の整備及び区民等の利用を制限する改修を行う事例です。  
なお、簡易的な維持・補修工事のみ行う場合を除きます。



※ ○…必ず実施、 △…状況により実施

### ① 世論の把握

区が広聴活動として実施している「区民の声」、「区政モニター」、世論調査などの「アンケート」等を通じて、日常的に世論を把握します。

### ② 区民需要の明確化

必要に応じて、個別の「アンケート」等を実施します。

### ③ 個別公園整備の具体的内容の検討

区民等から直接意見聴取を行い、区民等の意見を明確に把握したうえで方針を策定する必要があるため、「意見交換会・懇談会」は必須とします。

なお、構成員等については、周辺住民だけでなく、公園利用者等幅広い区民の声を聴取できるよう、十分配慮して選びます。

#### ④ 個別公園整備の方針の策定

「住民説明会」は、③の段階で実施された「意見交換会・懇談会」において、周辺住民だけでなく、公園利用者等幅広い区民から意見を聴取した場合は手続を省略することができます。なお、対象地域をみだりに限定することがないように努めます。

「意見公募（パブリックコメント）」は、利用時間の制限や禁煙・分煙など区民等の利用を制限する改修を行う場合は実施する必要があります。

#### ⑤ 基本設計・実施設計の実施

設計は、整備方針・計画の内容に基づいて実施される必要があります。

#### ⑥ 公園の運営方法等の確定

「住民説明会」は、区民等に及ぼす影響が大きいため必須とし、公園の運営方法などについて直接区民等に説明し、意見を聴取します。